

川辺町小規模企業者事業所等整備補助金

川辺町では、町内小規模企業者又は町内において新たに事業を開始しようとする者が、集客等を目的として**町内で事業の用に供し、人が常駐する**事業所等（店舗・事務所・工場など）の新築、増築、改装、修繕等を**町内施工業者に依頼して行う場合**に、予算の範囲内において、その費用の一部に対して補助金を交付しております。

【用語】

■小規模企業者

業種	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②を除く）	20人以下
② 卸売業、サービス業、小売業	5人以下

▼中小企業の定義に関するよくある質問



※「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法は、中小企業の定義に関するよくある質問Q4（QRコードから遷移可能）をご参照ください。

■町内施工業者

川辺町の住民基本台帳に登録がある個人の事業者（現に町内で事業を営んでいる者に限る。）又は町内で本社、支店、営業所、店舗等により営業している法人をいう。

■特定創業支援等事業

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により、市区町村が認定を受けた創業支援等事業計画に記載の創業支援等事業者が実施する経営、財務、人材育成及び販路開拓の4つの知識が身につくセミナー等をいう。

創業支援等事業者（川辺町の場合）・・・川辺町商工会

※川辺町商工会にてセミナー等の受講を希望される方は、川辺町商工会（0574-53-2327／平日8時30分～16時30分）までお問い合わせください。

■特定創業

交付決定通知のあった日から起算して**3月以内までに特定創業支援等事業の受講を終了**し、実績報告書提出時点で**有効期限が切れていない**当該証明書の発行を市区町村から受けられる者をいう。

■経営拡大事業

※次のいずれかに該当する場合

- ア 町内で事業を**営んでいる**小規模企業者が、町内において**従前の事業とは異なる事業を新たに開始**するための施設整備をする場合
- イ 町内で事業を**営んでいない**小規模企業者が、新たに町内において事業を開始するための施設整備をする場合

■創業

※次のいずれかに該当する場合

- ア 事業を営んでいない個人が、町内において新たに事業を開始（**事業承継除く。**）し、事業を開始した日から起算して5年を経過していない場合
- イ 事業を営んでいない個人が、新たに町内において会社を設立登記し、設立登記し事業を開始した日から起算して5年を経過していない場合

【対象者】

■共通事項

※次のいずれにも該当する場合

- ① 町内で集客等を目的とした施設整備をする者
- ② 確定通知のあった日の属する年度の**翌年度12月末まで**に、施設整備をする事業所等にて事業を開始する者
例) 令和8年12月1日付で確定通知があった場合・・・令和9年12月末までに事業を開始
- ③ 施設整備をする事業所等を、確定通知のあった日から**3年を経過した日の属する年度（確定通知のあった日の属する年度を除く。）**まで集客等を目的として利用する者（注1）
- ④ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営んでいない又は営もうとしていない者
- ⑤ 川辺町暴力団排除条例（平成24年川辺町条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でない者及びそれらと直接的若しくは間接的に関係を有しない者
- ⑥ 日本標準産業分類に規定する中分類93政治・経済・文化団体及び中分類94宗教に該当しない事業を営む者
- ⑦ フランチャイズチェーン及びレギュラーチェーンに該当しない事業を営む者
- ⑧ 町税等に未納の徴収金がない者

■特定創業の場合

町内で集客等を目的とした施設整備をし、実績報告書を提出するまでに所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する**開業届を提出**（注2）又は**法人設立登記**をする者

■経営拡大事業の場合

町内で集客等を目的とした施設整備をし、実績報告書を提出するまでに所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する**届出書を提出**又は**法人登記**をする者（届出及び登記が不要な場合を除く。）

■創業の場合

① 創業ア

町内で集客等を目的とした施設整備をし、実績報告書を提出するまでに所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する**開業届を提出（注2）**する者

② 創業イ

町内で集客等を目的とした施設整備をし、実績報告書を提出するまでに**法人設立登記**をする者

（注1） 確定通知のあった日から3年を経過した日の属する年度（確定通知のあった日の属する年度を除く。）まで、集客等を目的として利用できない（できなかつた）場合は、補助金の**一部もしくは全額を返還いただきます**ので、予めご了承ください。

（注2） 開設届及び個人事業開始申告書とは異なりますので、ご注意ください。

【交付の制限】

補助金の交付を受けた小規模企業者は、**確定通知のあった日から5年を経過した日の属する年度（確定通知のあった日の属する年度を除く。）まで**、補助金の交付申請をすることができません。

例) 令和8年12月1日付で確定通知があった場合・・・令和14年3月31日まで補助金の交付申請をすることができない

※次のいずれかに該当する場合も同様※

- ① 上記に該当する個人が会社を設立登記し、事業を行うための施設整備を行うとき。
- ② 上記に該当する法人と代表者を同じくする別法人又は上記に該当する法人の代表者が個人として、事業を行うための施設整備を行うとき。
- ③ 上記に該当する個人又は法人の代表者の**1親等以内の親族**が個人又は法人として、上記に該当する個人又は法人が施設整備を行った同一の場所（隣接地等一体的利用が可能な場合を含む。以下「施設整備地」という。）において、事業を行うための施設整備を行うとき。
- ④ 上記に該当する個人又は法人の代表者の**1親等以内の親族**が個人又は法人として、施設整備地とは別の場所において、上記に該当する個人又は法人と関連する事業を行うための施設整備を行うとき。
- ⑤ 上記に該当する個人又は法人の代表者の**配偶者等、生計を一にしている親族**が個人又は法人として、施設整備地において、事業を行うための施設整備を行うとき。
- ⑥ 上記に該当する個人又は法人の代表者の**配偶者等、生計を一にしている親族**が個人又は法人として、施設整備地とは別の場所において、上記に該当する個人又は法人と関連する事業を行うための施設整備を行うとき。

【補助金額等】

1. 条件

- ① 町内施工業者と契約したもの
- ② 工事費が**30万円（税抜）以上**のもの
- ③ 申請年度の**4月1日以降**に工事契約を締結するもの（見積書においても同様の扱いとする。）
- ④ 交付決定通知のあった日から起算して**10ヶ月以内かつ申請年度内**に実績報告書を提出できるもの
- ⑤ 申請者の他に事業所等又は土地の権利者が存在する場合及び事業所等又は土地を貸借している場合においては、**全ての権利者から施設整備についての同意を得ることができる**もの

2. 補助金額表

区分	補助率	限度額
特定創業	工事費 3分の2	150万円
経営拡大事業	工事費 3分の2	100万円
上記以外（創業を含む。）	工事費 2分の1	50万円

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てにて対応

【提出書類】

工事着工予定日の**2ヶ月前から申請可能**です。

例) 令和8年7月1日工事着工予定・・・令和8年5月1日から申請可能

※交付決定まで最短おおよそ14日（注3）ほどかかります

※補助金の交付決定前に着工した工事は対象となりません。

- ① 川辺町小規模企業者事業所等整備補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 契約書及び見積書（施設整備の内訳、数量、単価等が把握できるもの。）の写し
- ④ 川辺町小規模企業者事業所等整備補助金交付申請に係る誓約書（様式第3号）
- ⑤ 事業所等の平面図
- ⑥ 施工箇所の現況写真（施設整備前の施工箇所が判明するもの。）
- ⑦ **【町外の者】** 納税義務市区町村の直近年度の納税証明書（法人の場合、**代表者個人の納税証明書を含む。**）
個人：納税証明書（町・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）又は完納証明書
法人：納税証明書（固定資産税、法人町民税、軽自動車税）又は完納証明書
- ⑧ **【権利者が存在する場合】** 川辺町小規模企業者事業所等整備施工等同意書（様式第4号）
- ⑨ **【賃借している場合】** 事業所等又は土地の貸借契約書の写し
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

（注3）申請内容によっては、交付決定までに14日以上かかる場合もございますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

川辺町役場 産業環境課 商工担当

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518 番地 4

電話：0574-53-7212（直通）／平日8時30分～17時15分

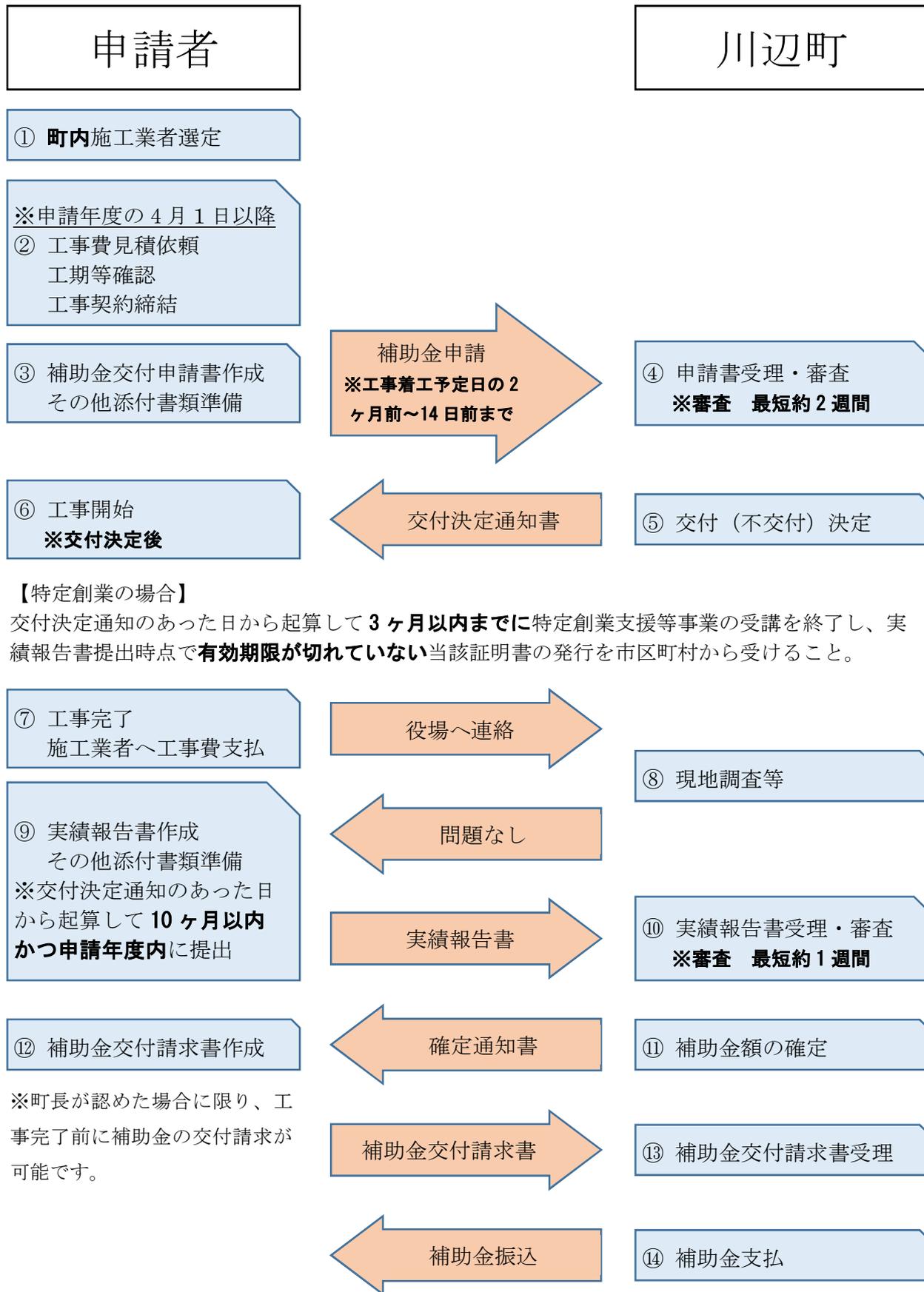
別表第1 補助金の交付対象となる事業

施設整備の内容
(1) 事業所等の新築及び増築工事 (2) 上記(1)に伴う付帯工事 ① トイレ、洗面所、厨房 ② 空調設備 ③ 建物に定着している看板及び照明器具 (3) 事業所等の改装、修繕工事 ① 外壁、内壁、床、天井の張替え、塗装、補修又は補強 ② 屋根の葺き替え、塗装、補修又は補強 ③ 建具、サッシ、シャッター等の取替え又は補修 ④ 畳等の張替え ⑤ 間取りの変更工事 ⑥ 耐震工事一式 ⑦ トイレ、洗面所、厨房の改修 ⑧ 空調設備の取替え ⑨ 建物に定着している看板及び照明器具の補修又は補強 (4) 上記施設整備に付属する電気、ガス及び給排水工事一式 (5) その他町長が認める工事

別表第2 補助金の交付対象とならない事業

施設整備の内容
(1) 人が常駐しない事業所等の施設整備 (2) 土地に定着されていない事業所等(簡易な基礎等により容易に移動することが可能な事業所等を含む。)の施設整備 (3) 事業所等が明確に区分することができない住居兼用の事業所等の施設整備 (4) アパート等又は戸建ての貸家の施設整備 (5) 簡易な車庫、物置等の設置及び改修 (6) 太陽光発電設備、再生可能エネルギーの設置及びそれに類するもの (7) 防犯カメラの設置 (8) シロアリの駆除、その他防虫及び消毒等の薬剤散布、消臭、塗布及び抗菌処理 (9) その他町長が当該補助対象事業と認めることができないもの

■補助金の流れ



【3年間の経過報告について】

確定通知のあった日から3年を経過した日の属する年度(確定通知のあった日の属する年度を除く。)まで、経過報告書を提出していただく必要があります。経過報告書に事業実態の確認ができる書類(確定申告書など)及び事業所等の写真を添付し提出してください。